

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員委嘱状交付式 並びに令和4年度第1回会津若松市廃棄物処理運営審議会 会議要旨

- 1 日時 令和5年2月10日(金) 14時00分～15時00分
- 2 場所 廃棄物対策課管理庁舎 2階大会議室
- 3 出席者 委員9名
事務局 市民部副部長、廃棄物対策課長、廃棄物対策課員2名

会津若松市廃棄物処理運営審議会委員委嘱状交付式 (次第)

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉会

■開会（進行：事務局員）

■委嘱状交付（室井市長より、各委員へ委嘱状を交付）

■市長あいさつ

本日は、お忙しい中、会津若松市廃棄物処理運営審議会委員の委嘱状交付式、並びに令和4年度第1回審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、皆様に、審議会委員をご委嘱申し上げたところでありますが、この度は快くご承諾をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、本市は令和3年に地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を目指す「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行い、脱炭素・循環型社会の構築に向けた施策を進めておりますが、その中でもごみの発生抑制、再使用、再資源化、さらには、そもそも再生可能な資源を使うといった、いわゆる3R+リニューアブルによる、ごみの資源化と減量化は、最優先で取り組まなければならない課題であります。

そのため、これまで、雑がみ資源化の徹底、使用済小型家電の一斉回収、古着の拠点回収、ごみ情報紙「へらすべえ」の発行に加えて、毎年6月と9月を「全市一斉ごみ減量運動」の期間とし、市職員によるごみステーションでの排出説明を行うなど、市民の皆様と共に、ごみの分別と減量に取り組んでいるところであります。

これらの取組の結果、本市のごみ排出量は、横ばいから減少傾向へと改善することができましたが、全国同規模の自治体の中ではワースト8位と、依然として高い傾向にあり、まだまだごみを減らせる余地があるものと考えております。

当審議会におきましては、一般廃棄物の資源化・減量化、適正処理の推進など、本市の廃棄物処理に関する重要事項について、ご審議いただくこととなりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場や知見から、忌憚のないご意見をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様には、今後、大変ご苦勞をおかけしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

■閉会（事務局）

令和4年度第1回会津若松市廃棄物処理運営審議会

(次第)

- 1 開 会
- 2 会長・副会長の選任
- 3 事務局説明「本市のごみ減量の取組について」
- 4 閉 会

■開会（進行：事務局員）

- ・委員紹介
- ・事務局職員紹介

■会長・副会長の選任

- ・条例第5条第1項に基づき、互選の結果、会長：平澤賢一委員、副会長：石田忠司委員とすることで決定
- ・平澤会長、石田副会長よりあいさつ

■事務局説明「本市のごみ減量の取組について」

- ・配布資料により、事務局が説明を行い、質疑応答を行った。
- ・質疑応答の内容

【A委員】

資料14頁「排出されている燃やせるごみの内訳」によると、紙・布類が約半分を占めているが、重さと体積どちらで計ったのか。

【事務局】

重さ。環境センターが行っている組成調査で、構成10市町村の事業系・生活系の燃やせるごみが混在したものからサンプルを採り、乾燥させてから重さを計っている。

【A委員】

令和7年度までに1人1日あたりのごみの排出量を970gにするという目標を決めているが、令和8年4月から稼働する新ごみ焼却施設の焼却能力では、会津若松市では燃やせるごみを1日あたり82.1tしか出せないことになっている。

82.1t/日を達成するためには、令和7年度までに970gを達成していれば問題ないという理解でいいのか。

【事務局】

1人1日あたりのごみの排出量970gという目標に加えて、1日あたり燃やせるごみの排出量82.1tを目標とするものだが、この2つは関連していない。それぞれ達成していかなければならないものである。人口推計等を加味しながら、970gの内訳として1人1日あたり燃やせるごみの排出量を算出できればよかったが、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの際に、そこまでには至らなかった。

【A委員】

1日あたり燃やせるごみの排出量82.1tを、1人1日あたりで表せるとイメージしやすいと思うが、いかがか。

【事務局】

今後、そのような指標を作っていきたい。また、そのために、令和5年度から本市独自で生活系、事業系の可燃ごみの組成分析を行い、市民の排出実態を明らかにしようと考え

ている。そうすることで、組成割合の結果から、どれくらい資源化を進めればごみの減量につながるのかという値がわかる。仮にそれだけでは目標に届かない場合は、例えば、木・竹・わら、生ごみなどを減らす取組を進めてまいりたい。

【B委員】

任期中の2年間で答申はあるのか。また、主に何を審議するのか、時期も併せて回答いただきたい。

【事務局】

現段階では、審議内容、時期ともに未定。ただし、目標に対してごみの減量がなかなか進んでいないことから、ごみの排出量の状況によっては、事務局で新たにごみ減量の強化に向けた取組を考え、皆様にご意見をいただく機会が必要になる可能性は高い。

【B委員】

前回までは答申をしてきた。今回は過去2年間に比べて重点目標がそれほどないということか。また、未定のまま始まった理由がわからない。集まった目的は何なのか。

【事務局】

審議会は、市長の諮問に応じ、廃棄物処理に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申するもの。

委嘱状を交付した直後に諮問を行うという手法もあるが、今回はそうではない。今後、諮問事項等がある際に速やかに審議に入っていただけるような進め方をしたいため、今回は、まず本市の状況を説明する機会を設けた。

【B委員】

今後はどのような段取りになるのか。

【事務局】

開催時期については未定。ただし、例年でいえば、年度前半に開催に向けた準備をし、年度後半にご審議いただくことが多かった。

【B委員】

年度後半まで半年以上あるが、委員として何かしておくことはあるか。

【事務局】

今回お配りした一般廃棄物処理基本計画やごみ情報紙へらすべえなどは、審議の際の基礎になるため、ご一読いただければありがたい。

【C委員】

まず提案だが、委員が実感をもって審議するために、組成調査への立会いなど、実際に目で見える機会を作っていただきたい。

次に有料化に関する意見だが、意識の醸成が大事ではあるが、有料化は不法投棄とトレードオフになると思うので、十分に気を付けなければならない。

最後に質問だが、プラスチックごみのリサイクルは、どこで、どのような工程で行われているのか。

【事務局】

ごみはプライベートなものが捨てられるため、職員も個人が特定されるようなものを見ない、ごみ袋を開けないということを基本としている。

組成分析については外部委託を予定しており、専門業者が機械的に集めて、分類、乾燥、検査をする。その作業の様子を遠くからご覧いただくことはできるかもしれないが、近くでの立会いは排出者のプライバシーの問題もあるため、難しいかもしれない。

有料化と不法投棄の件については、国の手引きにも十分な意識の醸成や体制等が必要だと示されている。本市はまだ有料化を実行する段階ではないが、仮にそうなった場合には、不法投棄等についても検討しなければいけないと考えている。

本市のプラスチックごみのリサイクルは環境センターが行っており、プラスチック製品は、日本容器包装リサイクル協会のいわゆる容リルートに流されている。ペットボトルは、会津地域内のマテリアルリサイクルをする事業所に有価物として買い取ってもらっていると聞いている。また、プラスチック製容器包装については、2事業所で処理されていると聞いている。ひとつはマテリアルリサイクルで、プランターやパレットなど、色がきれいでもとも通用するプラスチック製品にされている。もうひとつはケミカルリサイクルで、助燃剤等の化学物質に戻され活用されている。

こうした内容は、へらすべえ No.3（令和4年3月号）の「プラスチック製容器包装を正しく出そう」という特集でお知らせしている。今後も、リサイクルの状況や実態等をへらすべえ等で発信していく。

【D委員】

資料23頁の古着の拠点回収について、よく見たらごみカレンダーにも掲載されているが、全く知らなかった。何でPRしているのか。

へらすべえは市政だよりとは別刷りとなっているが、市政だよりには他にも別刷りの資料がたくさん入るため、全てに目を通す人は多くないと思う。情報量は少なくなるかもしれないが、市政だよりに掲載すべきではないか。

雑がみ専用保管袋も今初めて知った。どこに行くともらえるのか。

【事務局】

古着の拠点回収については、へらすべえ No.1（令和3年9月号）でお知らせした。また、令和4年度のごみカレンダーでは掲載枠が小さいが、令和5年度のごみカレンダーでは1頁を使って古着について特集し、古着の出し方や出せないもの、回収場所等について詳しく掲載する。令和5年度のごみカレンダーは市政だより3月号と同時配布する。

へらすべえは市政だよりと同時配布しているため、ご指摘のとおり、なかなか見ないという方もいると思う。市政だよりにも情報を掲載し、両方での広報をしていく考えである。

雑がみ専用保管袋については、令和3年4月の市政だよりと同時配布した。残部数はイベント等でお配りする形で活用していきたい。仮に、イベント等で町内会が住民に配布したいという場合は、廃棄物対策課にご相談いただきたい。

【A委員】

仮に有料化したとしても、これまでと同じごみの量を出されたのでは意味がない。ごみの有料化を検討する場合は、ごみを減らす方法と併せて議論すべきだと思う。燃やせるごみのうち、約70%を占める紙、ビニール、プラスチック等の回収方法については色々と議論されているが、約15%は生ごみ、木、竹、わらであることから、次の審議会が開催されるまでの間に、これらを減らす方法を考えたり、剪定枝の回収や生ごみの分別等の実証実験やモデル事業を行うのがいいのではないか。

【事務局】

生ごみの処理については、へらすべえ No.4（令和4年6月発行）で特集した。我々が今力を入れたいのは、自作できる消滅型生ごみ処理容器である。一般的にはキエーロと呼ばれており、生ごみを土の中に入れておくだけで、微生物の働きで生ごみが熱、水、ガスとなり消えて無くなる。実際に複数の職員が消滅型生ごみ処理容器を試しているが、去年だけで、ひと家族50kg以上の生ごみを処理できた事例がある。我々としては、一般家庭の皆

様にはぜひこれに取り組んでいただきたいと考えている。有料化については何も決まっていないが、様々なごみを減らす方法を周知しながら、皆様と一緒にごみの減量に取り組んでまいりたい。

■閉会（事務局）